子どもと法・21　連続学習会 2009（第１回）

子どもたちをとりまく状況を考える

講師　　浅川道雄さん（子どもと法･21 代表　元家裁調査官）

「少年法とは何なのか　少年法とともに 36 年」

日時　2009 年 5 月 23 日（土） 午後 3 時 15 分から午後 5 時 15 分

場所　四谷地域センター12 階和室 （東京都新宿区内藤町 87 番地）

浅川さんは、1956 年に東京家庭裁判所に採用され、その後 36 年間退職するまで東京家裁の調査官をされてきました。現行少年法の施行は 1949 年で、その定着に家庭裁判所は努力を重ねてきました。浅川さんは、いわばこの当初の時期からの少年法を、そして、その後の少年法の変質も、ずっと調査官としてみてきました。退官されてから少年法「改正」が続きましたが、実は現場ではずっと変質させられてきたのです。

あらためて、少年法とは何かを考えるため、学習会を開催します。どうぞご参加を。　（参加費 500 円）

案内図

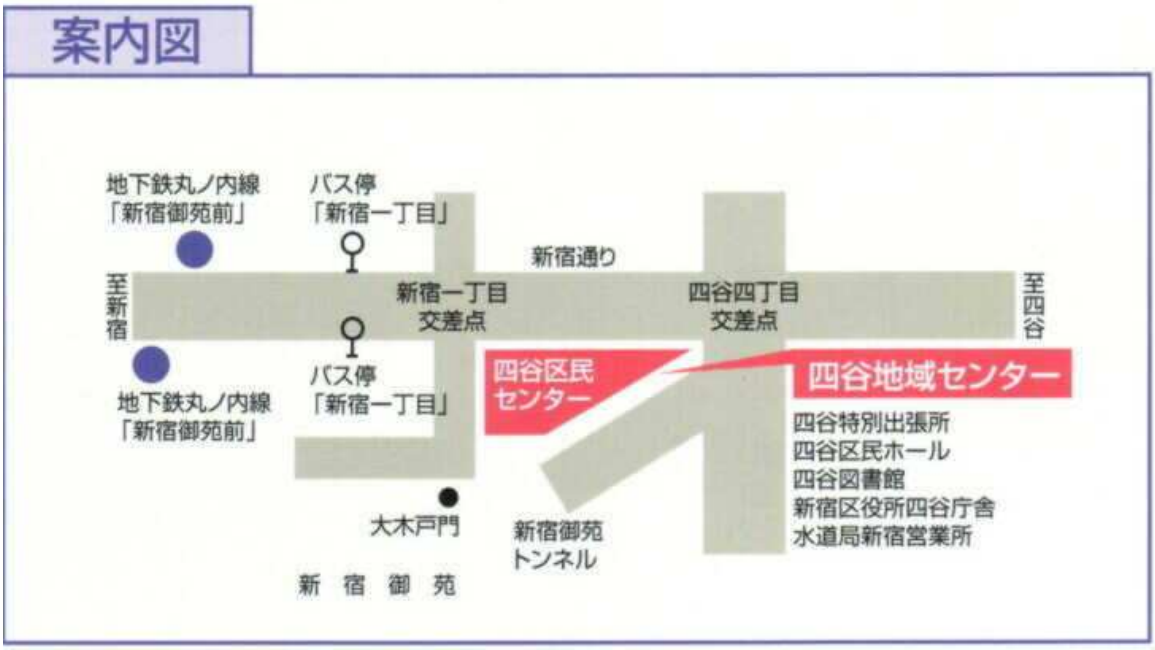

主催　子どもと法・21（連絡先　ＴＥＬ　03－3353－0841）